⑶　落札者の決定方法　予定価格の制限の範囲内で、３⑷の評価値が最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、３⑷の評価値が最も高い者を落札者とすることがある。

⑷　低入札価格調査　低価格の入札については、その価格により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるかどうかについて、「低入札価格調査」を行う。（詳細は入札説明書別紙１（低入札価格調査関係）のとおり。）なお、このうち、著しい低価格により、品質確保がされないおそれがあると認められる場合は、積算の合理性や現実性等を徹底して調査する「重点調査」を実施する。

⑸　契約書の作成　別冊契約書案により、契約書を作成するものとする。ただし、低入札価格調査を受けた者との契約については、前金払の割合を請負代金額の「10分の４以内」から「10分の１以内」とする。また、部分払の回数は、契約期間において毎月の支払いが可能な回数とする。なお、この場合、中間前払は選択できない。

⑹　配置予定技術者の確認　落札者の決定後（契約締結後）、資格要件を満たしていないことが判明した場合又は、ＣＯＲＩＮＳ等により配置予定技術者の専任制違反の事実が確認された場合には、契約を結ばない（解除する）ことがある。

⑺　別に配置を求める技術者　専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理技術者とは別に、同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。（入札説明書参照。）

⑻　手続きにおける交渉の有無　無

⑼　本工事に直接関連する他の工事の請負契約を本工事の請負契約の相手方と随意契約により締結する予定の有無　無

⑽　関連情報を入手するための照会窓口　関連情報を入手するための照会窓口は、５⑴契約担当窓口に同じ。

⑾　入札の延期等

①　不正な行為等があると認められるときは、入札の延期若しくは中止又は落札者の決定若しくは契約の締結の取消しをすることがある。

②　機構の事由により、入札等の延期又は中止をすることがある。

⑿　独立行政法人が行う契約の公表　独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月７日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされていることから、該当する法人は、機構との関係に係る情報を機構のホームページで公表する。公表の対象となる契約の詳細は、http://www.water.go.jp/honsya/honsya/keiyaku/index.html による。

⒀　本公告の詳細は入札説明書による。

８　Summary

⑴　Contracting Entity : Tomoki Sato, Executive Vice President, Japan Water Agency.

⑵　Classification of the services to be procured : 41

⑶　Subject matter of the contract : Construction work of Eastern main line juxtaposition waterway Sengen Kazakoshi mechanic ward.

⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 17 : 00　10 December 2018

⑸　Time-limit for the submission of tenders : 17 : 00　7 February 2019

⑹　Contact point for the tender documentation : Procurement Design Division, General Engineering Affairs Department, Japan Water Agency, 11―2, Shintoshin, Chuo-ku, Saitama-shi, Saitama, 330―6008 Japan. TEL 048―600―6534 FAX 048―600―6588

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成30年11月２日

契約責任者　中日本高速道路株式会社
名古屋支社長　近藤　清久

◎調達機関番号　418　◎所在地番号　23

１　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　東海環状自動車道　大野・神戸ＩＣ～大垣西ＩＣ間舗装工事（電子入札（郵送入札）対象案件）

⑶　工事場所
自）岐阜県安八郡神戸町西座倉
至）岐阜県大垣市桧町

⑷　工事内容　本工事は、東海環状自動車道における大野・神戸ＩＣ（仮称）～大垣西ＩＣ間の舗装工事を施工するものである。

⑸　工事概算数量
アスファルト舗装工　約13万㎡
床版防水工　約11万㎡

⑹　工期　契約締結の翌日から480日間

⑺　使用する資機材
アスファルト合材　約2.5万ｔ

⑻　本工事は、すべての入札参加者から単価表の提出を求める工事である。

⑼　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の対象工事である。

⑽　本工事は、総合評価提案資料を求め、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の適用工事である。

技術提案にあっては、施工方法及び仮設備計画の変更を伴う提案は可能とするが、工事目的物の変更を伴う提案や契約単価項目が変更となる提案は不採用とする。

⑾　本工事は、資料の提出及び入札を電子入札システム又は郵送で行う対象工事であり、当社ホームページに掲載の「電子入札（郵送入札）運用マニュアル」を適用する。なお、電子入札により難いものは、「電子入札（郵送入札）運用マニュアル」に基づき、契約責任者に届出を提出して郵送で行う紙入札方式によることができる。

⑿　本工事の契約の締結は電子契約による。ただし、外国の企業で日本国内における商業登記が未登記により電子証明書を取得できない場合は、この限りでない。（詳細は入札（見積）者に対する指示書を参照）

２　競争参加資格　本工事に係る競争に参加する者に必要な資格を有する者は、次に掲げる条件をすべて満足し、かつ、本工事に係る競争参加資格確認の結果、資格があると認められた者とする。

⑴　当社ホームページに掲載の「中日本高速道路株式会社契約規則」第11条の規定に該当しない者であること。

⑵①　単体の場合

当社ホームページに掲載の「中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領」に基づく「平成29・30年度中日本高速道路株式会社工事競争参加有資格者」のうち、当該資格の認定の際に算定された経営事項評価点数が1,150点以上の舗装工事を有している者（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがされている者については、手続開始の決定後、当社が別に定める手続に基づく工事競争参加資格の再認定を受けていること。再認定を受けたものにあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,150点以上（舗装工事）であること。以下同じ。）であること。

②　特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合

「中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領」に基づく「平成29・30年度中日本高速道路株式会社工事競争参加有資格者」のうち、当該資格の認定の際に算定された経営事項評価点数が1,150点以上の舗装工事を有している者の２者で構成された共同企業体であること。なお、経常建設共同企業体、協業組合及び事業協同組合は、特定建設工事共同企業体の構成員となれないものとする。